



ソメイヨシノは東京ではすでに3月中に満開、4月になっても美しさは残りました、新型コロナとの共生が続いている昨今、「花見には飲食なし」故に、本来の「花見」が楽しめるのかもしれませんが。

2022年4月より、東京証券取引所は60年ぶりに市場区分を4種類から3種類に見直す再編成が始動します。また、携帯電話のauの3Gサービス終了（ソフトバンク2024年1月、ドコモ2026年3月終了）、食品・その他商品・首都高速等の値上、公的年金0・4%減額や受給開始年齢は60～75歳に拡大等々いろいろな変化があります。

また、4月1日より施行される法改正は、個人情報保護法（本人の権利保護・事業者の責務の強化）、特許法（模倣品流入への規制強化・第三者意見募集制度の導入等）、育児・介護休業法（柔軟な育児休業取得のための法整備）、労働施策総合推進法（中小企業でもパワハラ防止措置が義務化）、女性活躍総合推進法（行動計画策定・公表義務の対象範囲が拡大）、民法（成年年齢が20歳から18歳へ引下げ）です。

成人年齢を引き下げる民法の改正については、4月1日をもって、18歳と19歳の人たち、全国で200万人ほどが一斉に「大人扱い」されることになりす。公認会計士や行政書士、司法書士、医師・薬剤師等などの国家資格を取得できる最低年齢も、今まで20歳以上でしたが、これらの資格も成人年齢の引き下げに合わせて、18歳以上であれば取得できるようになります。

今後はもっと若いフレッシュな有資格者が増え、活気のある業界、社会へと変化していくことを期待しています。

なお、日本公認会計士協会は会員である公認会計士に対し、2022年4月7日付で2022年3月期監査上の留意事項として、ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえた監査上の対応について、ウクライナをめぐる国際情勢が被監査企業の事業活動に及ぼす影響を理解した上で、それによる事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす可能性を考慮し、監査意見を表明するための十分かつ適切な監査証拠を入手することが求められる旨を公表しています。

I. 最新情報（2022年3月1日～2022年3月31日）

1. 業種別委員会

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022年3月 3日	公表	業種別委員会実務指針第48号「電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等に係る監査上の取扱い」、同実務指針第49号「みなし小売電気事業者が作成する部門別収支計算書に係る監査上の取扱い」及び同実務指針第50号「一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正について（公開草案）の公表について	<p>日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2021年1月14日に監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」が改正されたことを受けて、業種別委員会実務指針第48号「電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等に係る監査上の取扱い」、同実務指針第49号「みなし小売電気事業者が作成する部門別収支計算書に係る監査上の取扱い」及び同実務指針第50号「一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の見直しを行ってまいりました。このたび、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>内容に係る主な変更点は次のとおりです。</p> <p>各実務指針の付録2（監査報告書の文例）において、「その他の記載内容」の区分を追加した。</p>	意見募集2022年4月4日（月）まで
2022年3月 3日	公表	業種別委員会実務指針第53号「年金基金の財務諸表に対する監査に関する実務指針」の改正について（公開草案）の公表について	<p>本公認会計士協会（業種別委員会）は、2021年1月14日に監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（以下「監基報720」という。）が改正されたこと、及び2021年6月8日に監査基準委員会報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」（以下「監基報315」という。）がそれぞれ改正されたことを受けて、業種別委員会実務指針第53号「年金基金の財務諸表に対する監査に関する実務指針」の見直しを行ってまいりました。このたび、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	意見募集2022年4月4日（月）まで

2022年3月15日	公表	「業種別委員会実務指針第54号」金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	<p>今回の改正の概要は以下のとおりです。</p> <p>(1) 金融商品取引法の改正への対応</p> <p>2020年5月1日に施行された改正金融商品取引法により、電子記録移転有価証券表示権利等が金融商品取引業者の分別管理の対象となったことを受けた改正を行った。</p> <p>(2) 総合取引所の始動への対応</p> <p>東京商品取引所が運営していた商品先物市場が2020年7月に大阪取引所に移管され、総合取引所が始動したことを受けて、取引所が、有価証券関連デリバティブ取引と対象商品デリバティブ取引関連取引に関する取引証拠金を合算して計算しており、かつ、金融商品取引業者が有価証券関連デリバティブに係る顧客分別金信託と対象商品デリバティブ取引関連取引に関する商品顧客区分管理信託について、まとめて一つの信託契約を締結しているような場合に対応する記載を新設した。</p>	2022年2月17日以降
2022年3月15日	公表	「業種別委員会研究報告第12号」金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務契約書の作成について」の改正について」の公表について	2020年5月1日に施行された改正金融商品取引法により、電子記録移転有価証券表示権利等が金融商品取引業者の分別管理の対象となったこと等を受けて、業種別委員会実務指針第54号「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針」が改正されたことに伴い、見直しを行ったものです。見直しに当たっては、法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」も参考にいたしました。	—
2022年3月22日	公表	業種別委員会実務指針第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文例」及び同実務指針第33号「信用金庫等における監査報告書の文例」の改正について」の公表について	<p>内容に係る主な変更点は次のとおりです。</p> <p>1. 業種別委員会実務指針第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文例」</p> <p>監査報告書の文例（文例1及び文例2）における「その他の記載内容」の区分及び脚注を追加した。</p> <p>2. 業種別委員会実務指針第33号「信用金庫等における監査報告書の文例」</p> <p>監査報告書の文例における「その他の記載内容」の区分及び脚注を追加した。</p> <p>なお、2022年2月25日に保険業法施行規則及び信用金庫法施行規則の改正が行われ、その他の記載内容に係る会計監査報告の記載事項が示されておりますので、併せてお知らせいたします。</p>	2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用

2022年3月22日	公表	「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」の公表について	<p>内容に係る主な変更点は次のとおりです。</p> <p>重要な虚偽表示リスクの識別と評価に関する記載及び監査基準委員会報告書315を参照している項番号を修正した（第65項及び第95項）。</p> <p>その他の記載内容についての留意事項及び考え方に関する項（第104-2項、第104-3項、第105-2項、第108-2項、第110-2項及び第110-3項）を追加した。</p> <p>監査報告書の文例（付録5及び付録6）における「その他の記載内容」の区分及び脚注を追加した。</p>	2022年3月31日以後終了する事業年度又は会計期間に係る監査から適用
2022年3月22日	公表	「業種別委員会研究報告第4号「生命保険会社における任意監査の監査報告書の文例」及び同研究報告第8号「金融商品取引法第24条の4の4第1項及び第2項の適用のない生命保険会社における任意の財務報告に係る内部統制の監査の留意事項」の改正について」の公表について	<p>内容に係る主な変更点は次のとおりです。</p> <p>1. 業種別委員会研究報告第4号 監査報告書の文例（文例3）における「その他の記載内容」の区分及び脚注を追加した。</p> <p>2. 業種別委員会研究報告第8号 監査報告書の文例における「その他の記載内容」の区分及び脚注を追加した。</p>	—
2022年3月22日	公表	「業種別委員会実務指針第56号「受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針」の改正について」の公表について	<p>内容に係る主な変更点は次のとおりです。</p> <p>今回の改正に当たり、新たに保証業務実務指針3803として付番することとした。</p> <p>本実務指針の適用に際し関連する実務指針は、保証実3000である旨の記載を追加した（第3項）。</p> <p>本実務指針は、一部保証実3000に加えて個別の要求事項を設けており、本実務指針に定めがないものについては、保証実3000に従って業務を行うことを前提としている旨の記載を新設した（第4項）。また、それに伴い、監査基準委員会報告書等を参照していた記載を削除した。</p> <p>分別管理の法令遵守に関する保証業務は、法令遵守状況についての経営者の主張を主題情報として経営者が経営者報告書を作成し、当該主題情報に対して合理的保証の結論を表明する旨の記載を追加した（第5項）。</p> <p>保証実3000における保証報告書の文例に合わせて、付録1を修正した。なお、保証実3000に基づいて、公開草案から、次の修正を行った。保証実3000を参照している記載を削除し、本実務指針のみを参照する記載とした。</p> <p>保証実3000における経営者確認書の記載例に合わせて、付録2を修正した。</p>	原則として2022年4月1日以降に発行される保証報告書に適用

2022年3月25日	更新	監査契約書（信用金庫等）様式の更新について	業種別委員会実務指針第33号「信用金庫等における監査報告書の文例」を2022年3月17日付けで改正したことに伴い、信用金庫等・様式1～3の監査契約書の様式を更新しました。	—
2022年3月25日	更新	監査契約書（投資事業有限責任組合監査）様式の更新について	業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」を2022年3月17日付けで改正したことに伴い、投資事業有限責任組合監査の監査契約書の様式等を更新しました。	—
2022年3月29日	公表	「業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」及び同実務指針第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2022年3月17日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」及び同実務指針第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 2022年3月17日に、企業会計基準委員会から改正実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」が公表されたことを踏まえて、所要の見直しを行ったものです。	公表日から適用
2022年3月30日	公表	「業種別委員会実務指針第61号「暗号資産交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	本改正は、監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」が改正されたことを受けて、見直しを行ったものです。 内容に係る主な変更点は次のとおりです。 ・「暗号資産」の定義の修正（第10項） ・重要な虚偽表示リスクの評価に関する記載の修正（第15項） ・内部統制システムの構成要素に関する説明の追加（第17項） ・特別な検討を必要とするリスクの定義の追加（第23項）	2023年3月31日以後に終了する事業年度に関する監査から適用

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022年3 月29日	意見	IASB 公開草案「サ プライヤー・ファ イナンス契約(IAS 第7号及び IFRS 第7号の修正案)」 に対する意見につ いて	2021年11月26日に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）から、公開草案「サ プライヤー・ファイナンス契約（IAS 第7号及び IFRS 第7号の 修正案）」が公表され、意見が求められました。日本公認会計士 協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを 取りまとめ、2022年3月17日付けで提出いたしました。	—

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022年3 月22日	意見	「私立学校法にお ける会計監査人監 査の導入に対する 意見」について	日本公認会計士協会は、学校法人ガバナンス改革を検討してい る文部科学省・学校法人制度改革特別委員会に対して、私立学校 法における会計監査人監査の導入に関する意見を取りまとめ、3 月7日付けで提出いたしました。 意見の概要 昨年12月に公表された学校法人ガバナンス改革会議報告書 「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」で提言され ているとおり、計算書類等の会計監査機能を強化するため、私立 学校法（以下「私学法」という。）に基づき、一定規模以上の学 校法人において会計監査人の監査を義務付けることが必要であ ると考える。	—

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022年3月15日	公表	公会計委員会研究報告第28号「国の財務書類の課題～国際公会計基準（IPSAS）との比較～」の公表について	公会計委員会では、今般「国の財務書類」の概要や国際的な政府会計の動向をご紹介するとともに、「国の財務書類」とIPSASの主な相違点を整理し、「国の財務書類」の改善に向けた提言を行うべく、研究報告「国の財務書類の課題～国際公会計基準（IPSAS）との比較～」を取りまとめました	—
2022年3月25日	公表	「公会計委員会実務指針第8号「地方独立行政法人監査に関する実務上の留意点」の改正について」の公表について	今回の改正は、2021年12月28日に「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」が改訂されたことを受けて、監査報告書の記載内容の明瞭化やその他の記載内容に関する記述の追加等に関連する内容を中心に所要の見直しを行ったものです。	2022年3月31日以降終了する事業年度（令和4事業年度）に係る監査から適用
2022年3月25日	公表	「非営利法人委員会実務指針第37号「労働組合監査における監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	本改正は、企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（2020年11月6日）の公表及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正を受けた監査基準委員会報告書の改正を踏まえ、労働組合監査における監査上の取扱いについて所要の見直しを行ったものです。	2022年3月31日以後終了する会計年度に係る監査から適用。2021年5月12日付けの公認会計士法の改正を踏まえた改正については、2021年9月1日以降に提出する監査報告書から適用。
2022年3月30日	公表	「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針の一部改訂について（公開草案）	2022年3月に「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書（以下「国立大学法人会計基準」という。）が改訂されましたことに伴い、国立大学法人会計基準の実務上の取扱いについて定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針についても、改訂の検討を行いました。公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見は2022年5月2日（月）まで

2022年3月30日	公表	「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」(公開草案)の公表について	2022年3月に「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」が改訂されましたことに伴い、公会計委員会では、公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」について、独立監査人の監査報告書の文例等の見直しを行うため、検討を行いました。公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見は2022年5月2日(月)まで
2022年3月31日	改訂	「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aの一部改訂について	2021年9月21日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」が見直されたことを受けて、総務省行政管理局、財務省主計局及び日本公認会計士協会の三者で検討を行い、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A(以下「Q&A」という。)を改訂いたしました。	Q & A は、2021(令和3事業)年度から、「収益認識」に関する内容については2023(令和5事業)年度から、「時価の算定」に関する内容については、2022(令和4事業)年度から適用
2022年3月31日	公表	「非営利法人委員会研究資料第7号「医療法人会計基準に関する実務上のQ&A」の改正について」の公表について	本改正は、会員各位の業務の参考とするため、医療法人監査の導入後の実務を踏まえて、新たなQ&Aを追加する等の見直しを行ったものです。	—

5. IT 関係 (IT 委員会)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022 年 3 月 1 日	公表	T 委員会研究報告 第 60 号「監査デ ータ標準化に関す る留意事項とデー タアナリティクス への適用」及び「公 開草案に対するコ メントの概要及び 対応」の公表につ いて	会員各位に ISO 21378 をはじめとした監査データの標準化の動向を解説するとともに、監査データの標準化が実現した将来において可能になることが見込まれる監査手法の概要・留意事項に関する情報を提供することを目的として、本研究報告の取りまとめを行いました。本研究報告の取りまとめに当たっては、2021 年 12 月 17 日から 2022 年 1 月 18 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。お寄せいただいた意見及びその対応につきましては、「公開草案に対するコメントの概要及び対応」をご参照ください。	—

6. その他 (会計制度委員会等)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022 年 3 月 1 日	公表	「監査意見不表明 及び有価証券報告 書等に係る訂正報 告書の提出時期に 関する留意事項」 の公表について	昨今、過年度の会計不正が疑われるような状況の発生に際し、本来であれば当該事実関係の調査が完了し、訂正すべき内容が確定した時点で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書が提出されるべきところ、当該事実関係の調査完了前に、過年度の有価証券報告書等に係る訂正報告書が提出され、監査意見を不表明とする事例が生じています。そのような状況を踏まえ、監査業務に従事する会員に、監査意見不表明及び有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出時期に関して留意すべき事項を示しています。	—
2022 年 3 月 1 日	公表	法「監査上の主要 な 検 討 事 項 (KAM)の適用 2 年目に向けて」	「監査上の主要な検討事項 (KAM) の適用 2 年目に向けて」を公表いたしましたので、お知らせいたします。 KAM 適用 2 年目の期末監査を迎えるに当たり、ぜひご活用ください。	—

2022 年3月 4日	公表	「銀行等監査特別委員会報告第4号 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の改正について」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)は、2021年1月14日付けて監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」(以下「監査基準委員会報告書540」という。)、2021年6月8日付けて監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」(以下「監査基準委員会報告書315」という。)がそれぞれ改正されたこと等に伴い、これらとの整合性を図るため、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の見直しを行ってまいりました。このたび、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見は2022年4月5日(火)まで
2022 年3月 4日	公表	「専門業務実務指針4462「みなしガス小売事業者が作成する部門別収支計算書に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」、同4463「一般ガス導管事業者が作成する託送収支計算書等に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」及び同4466「一般送配電事業者が作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」の改正について」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)は、専門実4400との整合性を図るため、専門業務実務指針4462「みなしガス小売事業者が作成する部門別収支計算書に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」(以下「専門実4462」という。)、同4463「一般ガス導管事業者が作成する託送収支計算書等に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」(以下「専門実4463」という。)及び同4466「一般送配電事業者が作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」(以下「専門実4466」という。)の見直しを行い、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見は2022年4月5日(火)まで

2022 年3月 4日	公表	「専門業務実務指針 4464「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」の改正について」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)は、専門実 4400 との整合性を図るため、専門業務実務指針 4464「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」の見直しを行い、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見は 2022 年4月5日(火)まで
2022 年3月 4日	公表	専門業務実務指針 4467「資金移動業者における預貯金等管理方法による管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」の改正について」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)は、専門実 4400 との整合性を図るため、専門業務実務指針 4467「資金移動業者における預貯金等管理方法による管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」の見直しを行い、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見は 2022 年4月5日(火)まで
2022 年3月 9日	公表	「ビジョンペーパー 2022 日本公認会計士協会の進むべき方向性」及び「意見募集に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会では、およそ 10 年先である 2030 年を見据えた当協会のビジョンを示すべく、「ビジョンペーパー 2022 日本公認会計士協会の進むべき方向性」を作成致しました。	—
2022 年3月 9日	公表	「品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」の改正、品質管理基準委員会報告書「監査業務に係る審査」の公表、並びに関連する監査基準委員会報告書等の改正」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(品質管理基準委員会及び監査基準委員会)では、2021 年 11 月の監査に関する品質管理基準の実務指針としての品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」、監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」の改正及び品質管理基準委員会報告書「監査業務に係る審査」を検討してまいりました。このたびある程度の検討を終えたため、これらの改正案等について公開草案として公表し、広く意見を募集することといたしました。	意見は、2022 年5月 16 日(月)まで。

2022年3月24日	意見	IASB 公開草案「特約条項付の非流動負債 (IAS 第1号の修正案)」に対する意見について	2021年11月19日に国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) から、公開草案「特約条項付の非流動負債 (IAS 第1号の修正案)」が公表され、意見が求められました。日本公認会計士協会 (会計制度委員会) では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2022年3月17日付けで提出いたしました。	—
2022年3月28日	公表	「監査・保証実務委員会実務指針第103号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」の改正」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	本改正は、監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」に関連する後発事象への対応等として、従来の監査・保証実務委員会実務指針第103号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」の見直しを行ったものです。	2022年4月1日以後に監査報告書を発行する訂正後の財務諸表に対する監査に適用
2022年3月30日	公表	「専門業務実務指針4461「暗号資産交換業者における利用者財産及び履行保証暗号資産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」の改正について」の公表について	本改正は、監査・保証実務委員会実務指針第92号 (専門業務実務指針4400)「合意された手続業務に関する実務指針」が改正されたことを受けて、見直しを行ったものです。 内容に係る主な変更点は次のとおりです。 ・「暗号資産」及び「暗号資産交換業者」の定義の修正並びに「暗号資産交換業」の定義の追加 (第9項) ・業務実施者と業務依頼者が合意すべき契約条件の内容の修正 (第13項) ・専門家の作業を利用する場合に実施すべき事項の追加 (第16項) ・実施結果報告書に記載すべき事項の修正 (第17項) ・実施結果報告書の文例の修正 (付録1) ・経営者確認書の記載例の修正 (付録2)	公表日以後の日を基準日として実施する暗号資産交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務から適用

2022年3月30日	公表	会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」、同7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」、同9号「持分法会計に関する実務指針」、同14号「金融商品会計に関する実務指針」及び金融商品会計に関するQ&Aの改正について（公開草案）	<p>外貨建取引等実務指針等の主な改正内容は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する取扱い 株主資本及びその他の包括利益の各項目（評価差額及び繰延ヘッジ損益等）について、従来、繰延税金資産又は繰延税金負債に対応する額を控除した金額を計上することとしていましたが、これに加えて、各項目に対して課税された法人税等の額についても控除した金額を計上することといたしました。</p> <p>(2) グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱い 持分法適用会社における留保利益、のれんの償却額、負ののれんの処理額及び欠損金について、税務上の要件を満たし、課税所得計算において売却損益を繰り延べる場合（法人税法第61条の11）に該当する当該持分法適用会社の株式売却の意思決定を行った場合には、税効果を認識しないように致しました。</p>	意見は2022年6月8日（水）まで
2022年3月30日	公表	「専門業務実務指針4465「自己資本比率及びレバレッジ比率の算定に対する合意された手続業務に関する実務指針」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	<p>本改正は、2021年11月15日付けで専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」が改正されたことを受けて、見直しを行ったものです。</p> <p>内容に係る主な変更点は次のとおりです。</p> <p>業務契約書に記載すべき契約条件の内容の追加（第10項） 実施結果報告書に記載すべき内容の修正（第16項） 実施結果報告書の配布及び利用の制限に関する記載の修正（A11項） 実施結果報告書の文例の修正（付録1） 経営者確認書の記載例の修正（付録2） 自己資本比率の算定に対する合意された手続チェック項目及びチェックポイント、合意された手続及び手続実施結果対照表の修正（付録3）</p>	2022年3月17日以降に契約を締結する自己資本比率及びレバレッジ比率の算定に対する合意された手続業務から適用

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

「リモート会議」

日本公認会計士協会では 2021 年 2 月 12 日付で会員である公認会計士に対してリモートワーク対応第 5 号「リモート会議及びリモート会議ツールの活用について」を公表しています。また、2022 年 1 月 13 日付で「IT 委員会研究報告第 34 号「IT 委員会実務指針第 4 号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」Q&A」を改正しております。

この中でリモート会議については暗号化されていない回線の利用やポップアップによる意図しない情報の共有、音漏れなど、リモート会議に係るリスクを勘案してリスク評価を見直すべきと指摘しております。

公認会計士に限らず、広くあらゆる企業、組織でもリモート会議は頻繁に行われるようになってきました。情報セキュリティの観点からも、各企業、各組織でもリモート会議に関わるリスクを評価し、リモート会議に係る対策、マニュアル整備の検討や教育研修を実施していくことが重要になってきます。

今回【リモート会議実施に関わるリスク】や【リモート会議に係るマニュアル整備の検討】をまとめました。

【リモート会議実施に関わるリスク】

・想定外の参加者の存在

主催者が誤って本来参加しないはずの組織・人に会議 URL を送ってしまったり、主催者・参加者が不用意に会議 URL を共有したりすることで無関係な人物が会議に参加してしまうリスクが生じる。

・会議参加環境の整備

主催者は参加者の会議参加環境が確認しづらく、例えば、家庭からリモート会議に参加する場合、会議画面が見えたり、音漏れによって同居者に会議内容が漏れたり、スマートスピーカーを通じて情報が漏洩するリスクが生じる。

・公共のネットワークを利用した環境からの参加

暗号化されていない公共 Wi-Fi（ホテルの LAN 環境など）を利用した参加などを制約しないと情報漏洩リスクが高まる。

・会議参加者による会議の無断録画・撮影

会議参加者がスマートフォンやタブレットを使い主催者に無断で会議を録画したり、スナップショット機能を用いて撮影するリスクが存在する。

・会議主催者による録画内容の無断共有及び拡散

会議を録画する場合、録画データを会議主催者が参加者に無断で会議参加者以外と共有してしまうリスクが存在する。また、会議主催者が録画データを誤って漏洩・拡散してしまうリスクも存在する。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

・会議外の情報の共有リスク

会議時に他の参加者に情報を共有する際に、本来共有すべきでない情報を共有してしまうリスクが存在する。例えば、デスクトップやフォルダの表示により、どのような情報を保持しているかが見えてしまう、誤った資料を投影してしまう、共有中にチャットなど画面上のポップアップが表示されてしまう、などが考えられる。

【リモート会議に係るマニュアル整備の検討】

・家庭等からリモート会議に参加する際の実施環境に係る注意（部屋を分ける、イヤホン着用、スマートスピーカーの機能を止める等）

- ・機密性レベル、録画及び録画情報の取扱い、利用資料の情報共有に係る相手先との事前確認
- ・参加メンバーの追加方法
- ・相手先とのスケジュールデータの共有方法
- ・会議室入室時のセキュリティーコード（接続 ID）の利用
- ・会議パスワードの設定
- ・待合室（会議室前室）機能の利用
- ・会議開始時の無断撮影・録画禁止の確認
- ・ミーティングロック利用

・意図しない情報共有対策（不要なソフトを終了する。背景画像の利用、全画面強制を行わない、チャットのポップアップの会議期間中の停止等

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703